社会保険

ならら

2018. 3
No. 755

■――――職場内で回覧しましょう

被保険者が退職したときは、健康保険被保険者証（カード）を確実に回収して返納してください

菜の花

- 平成30年３月分（４月納付分）～の協会けんぽの保険料率についてお知らせします。
- 退職後の健康保険のご案内
- 社会保険事務講習会のご案内
- 資格喪失届は速やかに提出しましょう
- あなたの年金　簡単便利な「ねんきんネット」で！
- 海遊館入館補助券

●次のホームページにおいても、社会保険に関する情報を掲載しております。

奈良県社会保険協会ホームページ　奈良県社会保険協会　検索
日本年金機構ホームページ　日本年金機構　検索
協会けんぽ奈良支部ホームページ　協会けんぽ　奈良　検索

健康保険被保険者証（カード）は、受診の都度保険医療機関に提出しましょう

奈良支部の加入者・事業主の皆さまへ

平成30年3月分（4月納付分）～の協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

奈良支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の 10.00%	平成30年2月分（3月納付分）まで	健康保険料率 →	給与・賞与の 10.03% 平成30年3月分（4月納付分）から
給与・賞与の 1.65%	平成30年2月分（3月納付分）まで	介護保険料率 →	給与・賞与の 1.57% 平成30年3月分（4月納付分）から

※40歳から64歳までの方（介護保険第２号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります。
※賞与については、支給日が３月１日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は４月分（４月納付分）からの変更となります。

なお、平成30年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・基本保険料率とは

健康保険料率（10.03%）のうち、6.42%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料率とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第２号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

全国健康保険協会奈良支部
協会けんぽ

（記事提供：全国健康保険協会奈良支部）

資格喪失届は速やかに提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者は退職・死亡などの翌日にその資格がなくなります。

事業主の方は、**事実発生日から５日以内に「被保険者資格喪失届」（以下、「資格喪失届」）**を管轄の年金事務所（郵送の場合は事務センター）に提出してください。

◎「資格喪失届」に記入する被保険者の「資格喪失年月日」は、次の表のとおりとなっています。提出される際に、改めて確認、記入誤りのないようお届け下さい。

資格がなくなる事由	資格喪失年月日
退職・死亡により資格を喪失する場合	退職日または死亡日の翌日
70歳到達により、厚生年金保険の資格を喪失する場合	70歳の誕生日の前日
75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合 ※あらかじめ情報が印刷された資格喪失届又は被扶養者異動届が事業主あてに送付されます。	75歳の誕生日の当日

資格喪失届の添付書類

●健康保険被保険者証（被保険者・被扶養者とも）

添付できないときは次の①又は②のいずれかの方法によりご対応ください。

①「健康保険被保険者証　回収不能・滅失届」を提出する

②「資格喪失届」の備考欄に添付できない理由を記入する

※70歳に達したことにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失する場合は、健康保険被保険者証を添付する必要はありません。

●健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されていますので、忘れずに添付してください。

●「資格喪失年月日」から60日以上経過した「資格喪失届」を提出する場合は、以下の事実発生日を確認できる書類の添付が必要となります。

対象者	必要な書類
被保険者が法人の役員以外の場合	退職月の賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（事実発生日の確認ができるもの）
被保険者が法人（株式会社・特例有限会社を含む）の役員の場合	株主総会の議事録の写しまたは役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの） ※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類

日本年金機構
Japan Pension Service

（記事提供：日本年金機構奈良年金事務所）

加入者・事業主の皆さまへ 退職後の健康保険のご案内

ご退職される方へ

退職後に加入できる健康保険には**次の３種類**があり、それぞれ加入条件や毎月納める保険料などに違いがあります。各制度を比較のうえ、どの健康保険に加入するか選択して、ご自身で加入手続きをしてください。

加入先	①協会けんぽの任意継続	②国民健康保険	③健康保険の被扶養者
手続き先	■お住まいの都道府県の協会けんぽ支部（郵送可）	■お住まいの市町村の国民健康保険担当課	■ご家族の勤務先
加入条件	■退職日まで継続して健康保険制度に**2カ月以上**加入していたこと。 ■退職日の翌日から**20日以内**に申請すること（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日まで）。 ※前勤務先が健康保険組合加入（協会けんぽ以外）の場合は、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。	■詳しくはお住まいの市町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	■被扶養者の範囲、同居要件、収入要件等があります。詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	■退職時の標準報酬月額（上限額28万円）をもとに計算します。保険料負担については、在職中は事業主と折半でしたが、任意継続に加入すると、**全額本人負担**となります。標準報酬月額が28万円以上の方は全て28万円で計算されます。 ※40歳から64歳までの方は介護保険料を含む金額となります。65歳からは市町村に介護保険料を支払うことになります（年金からの天引き等）。	■保険料（税）は、前年の所得や加入する世帯の人数などにより決まります。 ■お住まいの市町村により保険料の算出方法が異なります。 ※倒産・解雇・雇止めなどにより離職した場合は、保険料（税）が軽減されることがあります。	■お勤めのご家族（被保険者）の被扶養者となる場合、保険料は発生しません。

「任意継続申請セット」をご利用ください

退職後の健康保険は、上記の①②③のいずれかの中から、ご自身で検討・選択し、加入の手続きを行うこととなります。

このため、当支部では退職後の健康保険の手続きをスムーズに行っていただくことを目的として、「退職後の健康保険に関するご案内（リーフレット）」と「任意継続資格取得申出書」及び「返信用封筒（切手必要）」などをセットにした**『任意継続申請セット』を配付**しています。

『任意継続申請セット』をご希望の場合は、協会けんぽ奈良支部業務グループまで

FAX（0742-30-3670）又は電話（0742-30-3700）にてご連絡ください。

※『任意継続申請セット』送付依頼書（FAX送信票）は協会けんぽ奈良支部のホームページからダウンロードできます。

協会けんぽの加入事業所のご担当者様へ

■**『任意継続申請セット』を事前にお取り寄せ**いただき、ご退職予定の加入者様へお渡しください。
■窓口での申請は、混雑状況によりお待ちいただく場合がございますので、**郵送による申請**をご説明ください。
■任意継続の被保険者証は、日本年金機構において事業主様が提出された「健康保険資格喪失届」の登録処理が完了した翌営業日にお作りすることができます。そのため、加入者の方が退職された場合は、**「被保険者資格喪失届」の早期提出**にご協力いただきますようお願いいたします。

全国健康保険協会奈良支部
協会けんぽ

（記事提供：全国健康保険協会奈良支部）

あなたの年金　簡単便利な「ねんきんネット」で！

◆最新の年金記録を確認できます!

・これまでの年金加入履歴
・厚生年金加入記録
　資格取得、喪失年月日
　お勤め先の名称
　標準報酬月額・標準賞与額　など
・国民年金加入記録

◆将来受け取る年金の見込額がわかります!

・現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
・詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
・年齢ごとの年金の見込額がわかります。
・年金の受給開始の年齢がわかります。

年金手帳があれば
ご利用登録はカンタン!

ぜひ、この機会に利用登録してみませんか？

詳しくはWEBで！

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

◎過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることができます（後納制度）

過去５年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより保険料を納めることができます**(平成30年９月まで)**。保険料を納めることで年金を受け取れるようになったり、年金額が増えます。

ただし、ご利用いただける方は下記の①または②に該当する方です。

① ５年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
② ５年以内に年金制度に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）
※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込できません

国民年金のお手続きなどに関しては『ねんきん加入者ダイヤル』へ

0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合はTel 03－6630－2525

日本年金機構
Japan Pension Service

（記事提供：日本年金機構奈良年金事務所）

平成30年度 社会保険事務講習会のご案内

(一財) 奈良県社会保険協会では、健康保険及び厚生年金保険制度の普及発展を目的として、**新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者**、及び**新しく事務担当になられた方を対象**に社会保険事務講習会を下記の日程で開催いたします。

なお、説明会場には駐車場の確保をいたしておりませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

内　容

健康保険・厚生年金保険制度のしくみ
（事務手続き及び給付事務を含む）

日時・場所

奈良会場〈定員200名〉	橿原会場〈定員200名〉
平成30年5月17日(木) 午後1時30分～4時00分	平成30年5月18日(金) 午後1時30分～4時00分
奈良県文化会館 小ホール （奈良市登大路町6-2） TEL 0742-23-8921	奈良県社会福祉総合センター 5階　研修室B・C （橿原市大久保町320-11） TEL 0744-29-0111

＊ 定員になり次第締切らせていただきます。

講　師

日本年金機構職員・全国健康保険協会奈良支部職員

応募方法

「社会保険事務講習会」に参加ご希望の方は4月27日(金)まで「社会保険事務講習会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記まで官製ハガキ又はファックスでお申し込みください。

参加費用

無 料

申込及びお問合せ

(一財) 奈良県社会保険協会
〒630-8241　奈良市高天町22-2　明治安田生命奈良ビル3階
TEL 0742-20-6710　FAX 0742-20-6711

✂ きりとり線

「社会保険事務講習会」参加申込書

ふりがな 参加者氏名		年齢	歳代	性別	男・女
事業所名					
所在地	〒				
電話番号					
参加希望日	月　　日（　）				
備考					

＊参加希望者ごとにご記入ください。＊上記情報は、申込・受付事務及び当協会加入勧奨業務以外には使用いたしません。

海遊館入館補助券

会員事業所に勤務されている被保険者の方とそのご家族を対象に、**入館補助券**による助成を行います。

●場　　所　**海 遊 館**　http://www.kaiyukan.com/

大阪市港区海岸通り1-1-10（地下鉄中央線「大阪港」駅下車、徒歩約5分）

●申 込 資 格　奈良県社会保険協会の **平成30年度会員事業所** の被保険者とその家族

●定　　員　**先着1,500名**（※定員に達し次第締め切ります）

●割 引 料 金

おとな	（16歳以上又は高校生以上）	**1,700円**	（※一般料金 2,300円）
こども	（小・中学生）	**800円**	（※一般料金 1,200円）
幼　児	（4歳以上小学生未満）	**400円**	（※一般料金　600円）

• 入館券購入窓口で、入館補助券を添えて（割引）料金をお支払いください。

●申 込 方 法

①**海遊館入館補助券申込書**（コピー可）
②**平成29年度の協会年会費**（30年6月以降の申込については30年度協会会費）**をお支払いいただいた受領証（控）のコピー**
③宛先を明記した返信用封筒（※切手貼付のこと）

①～③**を同封**のうえ、「(一財)奈良県社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

㊟ 申込書に記入もれや、返信用封筒が同封されていない場合、又、FAXでのお申込みの受付はできませんのでご注意ください。

●補助券有効期間　**平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで有効**

お申し込み先　**一般財団法人　奈良県社会保険協会**
〒630-8241　奈良市高天町22-2　明治安田生命奈良ビル3階　TEL0742-20-6710

キ リ ト リ 線

海遊館入館補助券申込書

事業所名称

事業所所在地（〒　　-　　）

〔電話番号　　（　　）　　〕

健康保険被保険者証記号・番号	氏　名	券　種（いずれかに○を）	本人・家族別	健康保険被保険者証記号・番号	氏　名	券　種（いずれかに○を）	本人・家族別
		おとな・こども・幼児	本人・家族			おとな・こども・幼児	本人・家族
		おとな・こども・幼児	本人・家族			おとな・こども・幼児	本人・家族
		おとな・こども・幼児	本人・家族			おとな・こども・幼児	本人・家族
		おとな・こども・幼児	本人・家族			おとな・こども・幼児	本人・家族
		おとな・こども・幼児	本人・家族			おとな・こども・幼児	本人・家族

※申し込みされる方全員（家族含む）のお名前をご記入ください。

【おとな（16歳以上または高校生以上の方）・こども（小・中学生）・幼児（4歳以上小学生未満）】

協会年会費の受領証（控）コピーが添付できない場合、右の欄にご記入ください。	月　日に	郵便局 銀　行	にて	振込予定 振込済み

◎年会費のご入金確認後「海遊館入館補助券」を送付いたします。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険なら　平成30年3月（No.755号）　発行部数／6,000部　発行所／一般財団法人奈良県社会保険協会［奈良市高天町22-2 明治安田生命奈良ビル3F］TEL 0742-20-6710　印刷所／花松印刷(株)［奈良市三条栄町6-2］

年金にかかるお手続き・年金相談は……

街角の年金相談センター奈良

（日本年金機構奈良年金相談センター）を是非、ご利用ください。

国民年金・厚生年金についての年金記録確認・年金相談・請求及び手続き全般業務について行なっています。

相談時間　月曜日～金曜日（土日・祝日は休み）
午前８時30分～午後５時15分

所在地　〒630-8115
奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル１階
☎予約専用 0742-36-6501

●公共交通機関を利用される場合
- ○近鉄新大宮駅より徒歩5分
- ○近鉄奈良駅よりバス①『大宮駅』下車
- ○JR奈良駅よりバス②③『北添川』

●お車を利用される場合
- ○生駒、西大寺方面から市役所の信号を右折
- ○県庁方面から奈良中央郵便局前信号を左折

※駐車場では、必ず黄色線枠内の指定番号を使用ください。

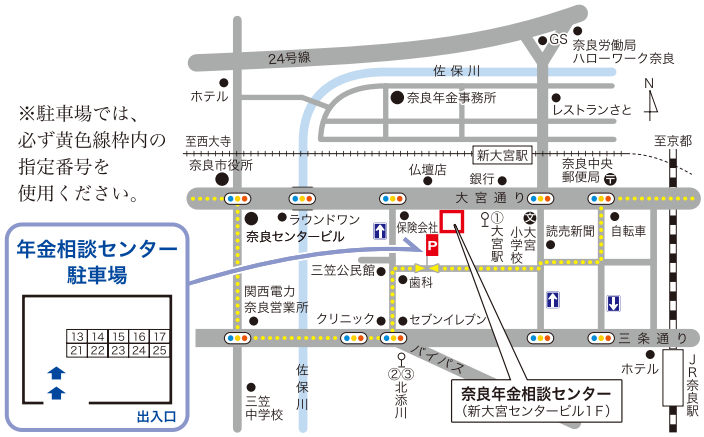

ポン太くんの社会保険クイズ

【問　題】
退職後に加入できる健康保険制度のうち、申込先が全国健康保険協会となる制度は次の３つのうちどれでしょうか？

①国民健康保険
②協会けんぽの任意継続
③健康保険の被扶養者

【応募方法】 個人情報は目的以外に使用しません。
ハガキに答え、事業所名、事業所所在地、氏名、年齢を明記のうえ、どしどしご応募ください。
正解者の中から１人の方に「オムロン手首式血圧計」をさしあげます。

【宛　先】
〒630-8241
奈良市高天町２２－２
明治安田生命奈良ビル３F
（一財）奈良県社会保険協会
「ポン太くんの社会保険クイズ３月号」係

【締　切】
３月31日当日消印有効

【１月号の答え】
×

【１月号当選者】
下垣　順子さん

3月の運勢

五行易占い		吉方位	吉数	健康	金運	恋愛
1月生	素早い行動無欲で逆転吉に	北	9	○	△	△
2月生	体力低下気味計画に余裕を	北	9	△	○	○
3月生	気分停滞新しい趣味が活力	東	2	△	○	○
4月生	仕事も恋も○不摂生に注意	南	4	△	○	○
5月生	ミス注意トラブルと長引く	西南	7	△	○	△
6月生	何事も順調可能性を広げて	西北	5	◎	◎	△
7月生	好奇心に追い風結果出る時	西南	7	△	○	○
8月生	空回り力を抜いてお洒落を	南東	3	○	△	△
9月生	夢が叶う運気出費は慎重に	西南	7	○	△	△
10月生	趣味仲間の発想収入に発展	北東&南西	6	◎	◎	○
11月生	持久力低下散策で気力回復	南	4	×	○	△
12月生	不本意な展開一人時間充実	南東	3	△	△	△

招福開運館　星都＆東大阪五行易教室　入庵榛日

歴史探訪　ウォーキング　スポット

12　山ノ辺の神々　三輪から檜原へ

大和国を象徴する霊峰、三輪山（四六七・一m）。その西麓一帯は三輪の神と大王家との結合の地と伝え、幾多の神婚説話が残る。その中心地に鎮まるのが三輪明神である。その聖地から天照大神に関る笠縫邑伝承地まで山の辺の道を歩こう。約六kmの行程。

長田光男氏著書「山里・古社寺探訪　健康ウォーキングⅣ」より抜粋　オールカラー／62頁